

免許 番号	免許の内容となるべき事項					漁業権者	
	漁業種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	制限又は条件		
共 第 1 号	第1種共同漁業	わかめ漁業	2月1日から6月30日まで	神戸市兵庫区及び長田区地先		兵庫漁協 神戸市漁協	
	"	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで	漁場の区域			
	"	かき漁業	1月1日から12月31日まで	次の点のうちB、ア、イ、ウ及びDを結んだ線及びBとCを結んだ線（防波堤南側に沿う。）とCからDに至る最大高潮時海岸線によって囲まれた区域			
	"	あさり漁業	1月1日から12月31日まで	点の位置			
	"	あわび漁業	1月1日から12月31日まで	A	神戸市神戸港和田岬防波堤東端		
	"	とこぶし漁業	1月1日から12月31日まで	B	神戸市神戸港長田防波堤東端		
	"	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで	C	神戸市神戸港長田防波堤基部		
	"	うちむらさき漁業	1月1日から12月31日まで	D	最大高潮時海岸線における神戸市長田区・須磨区界		
	"	ばかがい漁業	1月1日から12月31日まで	ア	Aから220度490メートルの点		
	"	あかがい漁業	1月1日から12月31日まで	イ	アから139度885メートルの点		
	"	まてがい漁業	1月1日から12月31日まで	ウ	Dから159度1,000メートルの点		
	"	たいらぎ漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	みるくい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	さるぼう漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	おおのがい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	ばい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	にし漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	いがい漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで				
	"	うに漁業	1月1日から12月31日まで				
"	なまこ漁業	1月1日から12月31日まで					
"	たこ漁業	1月1日から12月31日まで					
"	えむし漁業	1月1日から12月31日まで					

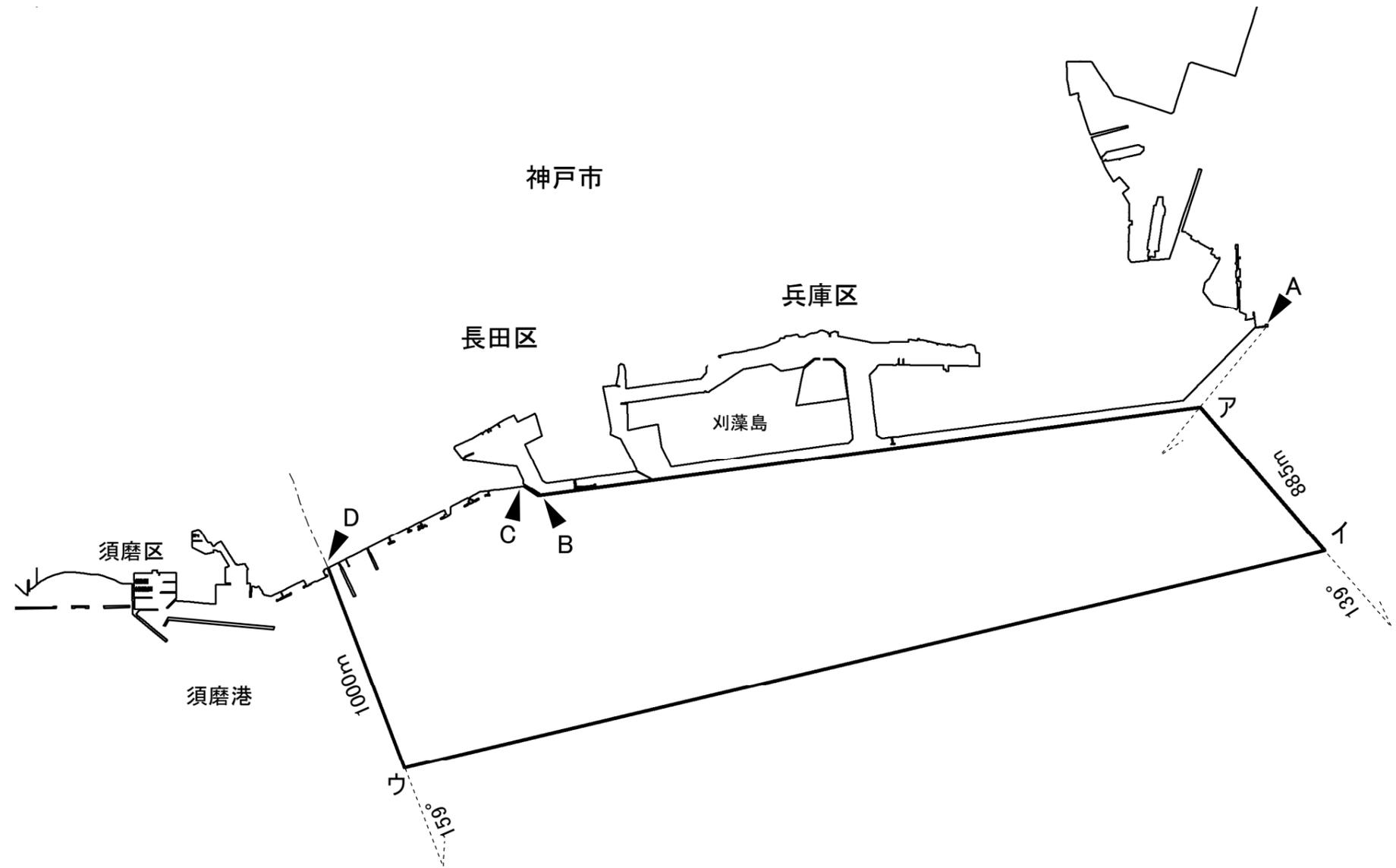
漁業権の存続期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで

付記
制限又は条件

潜水器を用いて水産動植物を採捕するときは、別に知事の許可を受けなければならない。

免許番号 共第1号
 漁場の位置 神戸市兵庫区及び長田区地先
 漁場の区域 次の点のうちB、ア、イ、ウ及びDを結んだ線及びBとCを結んだ線
 (防波堤南側に沿う。)とCからDに至る最大高潮時海岸線によって
 囲まれた区域

点の位置
 A 神戸市神戸港和田岬防波堤東端
 B 神戸市神戸港長田防波堤東端
 C 神戸市神戸港長田防波堤基部
 D 最大高潮時海岸線における神戸市長田区・須磨区界
 ア Aから220度490メートルの点
 イ Aから139度885メートルの点
 ウ Dから159度1,000メートルの点



平成25年9月1日 免許
共第1号漁場

